

盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施します。

令和8年5月15日

盛岡市長 内 舘 茂

記

1 業務の概要

(1) 業務名称

盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務

(2) 業務内容

本業務を取扱う事業者（以下「取扱事業者」という。）は、実施場所の広告枠に掲出する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲出し、維持管理するものとする。

なお、実施場所の一部（盛岡市内バス停（大通三丁目（下り）の一部）、前潟駅、盛岡駅前広場及び盛岡バスセンター）においては、広告主の募集等に加え、実施場所への広告掲出設備の設置（盛岡駅前広場においては、バス乗り場の番号表示を含む。）及び維持管理を業務内容とする。その他業務等の詳細は、別紙「盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 実施場所

ア 盛岡市内バス停

次の場所のうち、盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(1)～(6)で示す指定箇所。

所在地	バス停名
盛岡市内丸8番地先	県庁・市役所前（上り・松園方面）
盛岡市内丸69番2地先	県庁・市役所前（下り）
盛岡市中央通二丁目9番20地先	中央通二丁目（上り）
盛岡市中央通二丁目2番1地先	中央通二丁目（下り）
盛岡市中央通二丁目11番12地先	大通三丁目（上り）
盛岡市大通三丁目3番2地先	大通三丁目（下り）
盛岡市緑が丘一丁目1番42地先	三高前（上り）
盛岡市高松四丁目17番16地先	三高前（下り）

イ 盛岡駅前広場

次の場所のうち、盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(7)で示す指定箇所。

所在地
盛岡市盛岡駅前通 57 番 1 地内

ウ 前潟駅

次の場所のうち、盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(8)で

示す指定箇所。

所在地
盛岡市上厨川字前潟 153 番地 2 地内

エ 盛岡バスセンター

次の場所のうち、盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(9)で示す指定箇所。

所在地
盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 6 地内

(4) 業務期間

- ア 盛岡市内バス停 令和 8 年 6 月 10 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- イ 盛岡駅前広場 令和 8 年 6 月 10 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- ウ 前潟駅 令和 8 年 6 月 10 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- エ 盛岡バスセンター 令和 8 年 6 月 10 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人であること。

なお、前潟駅若しくは盛岡バスセンター又はその両方に応募する場合で、盛岡市内バス停又は盛岡駅前広場に応募しない場合には、(6)の要件は満たさなくてもよい。

- (1) 官公庁との契約の実績及び本事業と類似の実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当せず、また、同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員との関係がないこと。
- (5) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (6) 盛岡市屋外広告物条例（平成 19 年条例第 68 号）の規定に基づく、盛岡市屋外広告業登録者であること。

3 募集

(1) 募集期間

令和 8 年 5 月 15 日（金）から同月 26 日（火）まで必着  
（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

(2) 提出方法

直接持参又は郵送（期日必着）によるものとする。

なお、1 (3) 実施場所アからエまでの実施場所ごとに 1 箇所から応募可能であり、最大 4 箇所まで応募可能である。ただし、1 (3) 実施場所ア 盛岡市内バス停に応募する場合は、全てのバス停（8 箇所）を一括しての応募となる。

### (3) 応募書類

ア	応募申込書（様式第1号）	1部
イ	誓約書（様式第2号）	1部
ウ	応募価格調書（様式第3号）	1部※応募する実施場所ごとに1部ずつ
エ	業務計画書又は企画提案書（任意様式）	5部
オ	契約実績一覧	5部
カ	会社概要が分かるパンフレット等	5部
キ	登記事項全部証明書（登記簿謄本）	1部
ク	印鑑証明書	1部
ケ	完納証明書（別表一）	各1部
コ	屋外広告業登録済証（写）	1部

※コ 屋外広告業登録済証（写）は前潟駅若しくは盛岡バスセンター又はその両方に応募する場合で、盛岡市内バス停又は盛岡駅前広場に応募しない場合には、提出不要。

## 4 審査及び事業者の選定

### (1) 審査及び選定方法

提出された応募書類により資格審査及び企画提案内容の審査を行い、応募資格要件をすべて満たした応募者を選定対象者とし、市が示した仕様書に則った業務実施が可能であり、業者選定において考慮する観点を総合的に判断し、取扱事業者として決定する。

### (2) 選考基準

選考の基準は、実施場所ごとに別表一2の審査項目及び評価の着眼点により、業務計画又は企画提案の実現性及び妥当性等のほか、応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

評価点の合計が60点以上のもののうち、最も高い合計点を得た者を契約候補者として選定する。最高得点者が複数の場合は、同点の者を比較して、審査基準のうち「広告掲出料」の得点の高い順に選定する。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

### (3) 選定結果の公表

取扱事業者決定後、すべての応募者に選定結果を連絡する。

なお、応募者数等の応募状況、取扱事業者名及び契約価格は、市ホームページ等において公表する場合がある。

## 5 契約等の締結

選定された取扱事業者は、市と詳細について協議を行った上、本業務についての契約を締結するものとする。

なお、契約日から業務実施開始日までを準備期間とする。

## 6 その他

(1) 応募において、盛岡市交通施設広告物件設置取扱事業者募集要項に適合しない応募の場合及

び提出された書類に虚偽があった場合は、失格とする。

(2) 応募者は、取扱事業者の選定後において、盛岡市交通施設広告物件設置取扱事業者募集要項等の内容に関する不明又は錯誤を理由に異議申し立てできない。また、選定結果に関する異議申し立てはできない。

(3) 提案に要する一切の経費は、応募者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 本業務の履行に当たっては、盛岡市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第38号）を遵守し、管理上知り得た個人情報等を適切に保護しなければならない。

(6) 広告掲出設備の設置に当たっては、市の担当者と設置場所及び時期の詳細を事前に打合せすること。

## 7 問い合わせ及び申し込み先

〒020-8530 盛岡市内丸12-2 盛岡市建設部交通政策課交通対策係 三浦（みうら）

電話番号 019-626-7519

メールアドレス koutuseisaku@city.morioka.iwate.jp

(別表―1) 提出する完納証明書

○盛岡市内に本店又は営業所等を有する法人

区分	税目	課税の有無等	提出書類等
盛岡市内 に本店又 は営業所 等を有す る法人	市税（盛岡市に納付するもの）		
	法人市民税	課税有り	完納証明書（2カ年分）
		市内に営業所等を設立後、 課税が無い	收受印のある「法人の 設立・変更等の申告書」 の写し
	固定資産税・ 都市計画税	課税有り	完納証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	軽自動車税	課税有り	完納証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	市民税に係る 特別徴収	盛岡市から特別徴収義務者に 指定されている場合のみ	完納証明書（1カ年分）
	国税		
	法人税	盛岡市内に営業所等を設立後、 法人市民税の課税が無い場合の み	完納証明書（その3の3）
消費税及び 地方消費税	課税有り		
	免税	不要	

○盛岡市内に本店及び営業所等を有しない法人

区分	税目	課税の有無等	提出書類等
盛岡市内 に本店及 び営業所 等を有し ない法人	市税（盛岡市に納付するもの）		
	固定資産税・ 都市計画税	課税有り	完納証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	軽自動車税	課税有り	完納証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	市民税に係る 特別徴収	盛岡市から特別徴収義務者に 指定されている場合のみ	完納証明書（1カ年分）
	国税		
	法人税		完納証明書（その3の3）
	消費税及び 地方消費税	課税有り	
		免税	不要

(別表—2)

番号	審査項目	評価の着眼点	配点（番号1から番号3までは5段階評価、番号4は素点）	
1	事業実績	官公庁との契約実績、本業務と類似する業務の実績が十分か。	10・8・6・4・2	10点
2	実施計画	設置する広告掲出設備は、仕様書の内容に適合しているか。	10・8・6・4・2	10点
		業務全般の流れを理解し、スケジュール（広告掲出設備の設置、広告主募集及び掲出）が適正に組まれているか。	10・8・6・4・2	10点
		業務の目的及び趣旨を理解した上で、独創性及び優位性を備えているか。	10・8・6・4・2	10点
		安全対策（転倒（落下）防止策及び悪戯防止等）及びセキュリティー対策が施されているか。	10・8・6・4・2	10点
3	運営体制	市からの指示に即時に対応できる体制が取られているか。	15・12・9・6・3	15点
		広告取扱業務において、問題がある場合の対応が十分であるか。	15・12・9・6・3	15点
4	広告掲出料	提案額に基づく。	20～0※	20点
			合計	100点

※計算式 提案額/提案最高額×20